

# [こども]課 行政経営計画書（総括表）

## ■事務事業の総括

予算科目 款-項-目（事業）	事務事業名
3-2-1-(3)	子育て支援事業
3-2-1-(4)	児童扶養手当給付事業
3-2-2-(4)	児童手当給付事業
3-2-3-(3)	児童センター運営事業
3-2-3-(4)	児童センター施設管理事業
3-2-3-(5)	児童クラブ運営事業
3-2-4-(3)	保育園運営事業
3-2-4-(4)	保育園施設管理事業
3-2-4-(6)	親子通園事業
4-1-3-(3)	母子保健事業

# 令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	こども課	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-1 (3)
事業名	子育て支援事業		

## ■ 基礎情報

目的	令和2年度から開始の「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の充実やサービスの向上の取り組みを計画的に数値目標等の達成を目指す。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て会議</li> <li>・ 子ども条例策定</li> <li>・ 療育事業</li> <li>・ 児童虐待対策</li> <li>・ すくすくサポート</li> <li>・ 親子ふれあい広場事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後子ども教室</li> <li>・ 子育て情報誌作成（協働）</li> <li>・ あそびの学校（協働）</li> <li>・ 施設等利用給付費等の支給</li> <li>・ 子ども・子育て支援新制度関連事務</li> <li>・ 7か月相談訪問</li> </ul>	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第3期大口町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度の5年間）」の策定に向け、住民ニーズを把握する必要がある。</li> <li>・ 昨年度子ども自身に実施した（仮称）大口町子ども条例策定に向けたアンケート調査を基に、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助の推進を目的とした（仮称）大口町子ども条例の基盤固めを行う必要がある。</li> <li>・ 平成29年10月に開所した子育て支援センターは開所後5年が経過し、その間、令和2年度には、保健センター（母子保健型）の利用者支援事業と子育て支援センター（基本型）の利用者支援事業を組み合わせ、妊産婦期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する子育て世代包括支援センター事業も開始され、子育て支援センターの役割である相談業務や子育て世帯の居場所としての充実を図ってきた。そして、令和6年度には、子育て世代包括支援センター機能を含み、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う子ども家庭センターを立ち上げる必要があり、立ち上げに向けた準備を進める必要がある。</li> <li>・ 家庭状況が変化し、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭のサポートが課題となっている。</li> </ul>		
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民ニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、これまでの施策の現状分析及び課題の整理を行う。</li> <li>・ ワークショップ等の開催により子どもやその保護者の生の声を聴くとともに、学識経験者や教育関係者、子ども関係団体等で構成された策定委員会を立ち上げ、（仮称）大口町子ども条例の策定を進める。</li> <li>・ 子ども家庭センターの立ち上げに向け、子ども家庭庁の動向や制度把握、人員の確保や要綱の整備等準備を確実に進める。</li> <li>・ 令和6年度から家庭訪問支援事業として実施ができるよう、制度設計等を行う。</li> </ul>		

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標	保育サービスや相談窓口などの子育て支援の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
61.4%	67.2%	65.0%	—	—	—	—	70.0%

成果指標	子育て支援拠点の年間利用者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
2,600人	3,014人	2,600人	3,843人	5,411人	6,571人	7,000人	4,920人

## ■ 3年間の目標

目標	<p>(1) 子ども・子育て支援新制度関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度：第3期計画に向けたニーズ調査</li> <li>・令和6年度：第3期計画の策定準備</li> <li>・令和7年度：第3期計画の開始</li> </ul> <p>(2) 子育て支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務体制の確立</li> </ul> <p>(3) 子ども家庭センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度：子ども家庭センター設置準備</li> <li>・令和6年度：子ども家庭センター開始</li> </ul>					
項目(単位)	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標	
子ども・子育て支援新制度	推進	第2期計画 中間見直し	第3期計画 ニーズ調査	第3期計画 策定準備	第3期計画 開始	
子育て支援センター	利用者拡大	利用者拡大	利用者拡大	利用者拡大	利用者拡大	
子ども家庭センター	—	—	子ども家庭 センター設 置準備	子ども家庭 センター運 用開始	利用者 拡大	

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6年度	<p>子ども・子育て支援新制度関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期子ども・子育て支援事業計画の策定準備</li> <li>・(仮称)大口町子ども条例策定準備</li> <li>・子ども家庭センター運用開始</li> </ul>
R7年度	<p>子ども・子育て支援新制度関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期子ども・子育て支援事業計画の開始</li> </ul>

## ■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4月	・こども家庭センター設置に向けた準備（子ども家庭庁の動向や制度把握、人員の確保や要綱の整備等）
～	・第3期計画のニーズ把握に向けた準備（アンケートの焦点や内容の精査及び契約）。 ・子育て支援センターと保健センターとの打合せ・情報交換（毎月実施）
11月	・第3期計画策定に向けたニーズ調査の実施
～	
12月	
3月	・こども家庭センター設置に向けた準備完了 ・第3期計画策定に向けたニーズ調査の分析及び成果物の完成

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・「第3期大口町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度から令和11年度の5年間）」の策定に向け、「大口町子ども・子育て支援についてのアンケート」を12月に行った。
- ・大口町子ども条例の策定に向けて、子どもを対象としたワークショップ2回、大人を対象としたワークショップ2回を開催した。また、「大口町子ども条例策定検討委員会」を立ち上げ、第1回の会議を行った。
- ・令和6年4月の子ども家庭センターの立ち上げに向け、人員の確保や要綱の整備等を行った。
- ・令和6年度実施見込みの家庭訪問支援事業の制度を整え、事業開始に向け調整した。

## ■評価

- ・「大口町子ども・子育て支援についてのアンケート」を行った結果、幼児期の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望などの把握ができ、「第3期大口町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とすることができた。
- ・大口町子ども条例の策定に向けての「ワークショップ（子ども2回、大人2回）」や「子ども条例策定検討委員会」を開催した結果、参加者達の「今、自分たちでできること」や「将来に対してのアイデア」などさまざまな意見を徴収することができ、なおかつ、今後ともに取り組んでくれる人材発掘にもつながった。
- ・子ども家庭センターは予定通り、令和6年4月に支援体制を整え設置することができた。
- ・家庭訪問支援事業は、令和6年4月から「子育て世帯訪問支援事業」として実施することができた。

# 令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	こども課	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-1 (4)
事業名	児童扶養手当給付事業		

## ■基礎情報

目的	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を目指して支援する。 また、経済的支援のみでなく、就業支援等により保護者と児童それぞれが尊重され、自立した生活が送れるように支援する。		
事務内容	・ 児童扶養手当（国）関係事務 ・ 愛知県遺児手当関係事務	・ 大口町児童扶養手当関係事務	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大口町児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定の一助となることを目的として、国・県の手当ての補完的位置にあり、適切な支給が必要となる。また、手当の支給事務だけでなく他制度の案内を行うことで、ひとり親家庭の自立した生活を目指し、総合的な支援を行う必要がある。</li> <li>・ マイナンバーの情報連携により一部の書類が添付不要となったが、手続きによっては添付が必要な場合もあるため、より注意して手続きの案内をしていく必要がある。</li> </ul>		
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭の自立支援のため、他制度の知識の幅を広げ、適切な支援の周知を図る。</li> <li>・ 国・県の制度改正等の情報を早く正確に情報収集し、ひとり親世帯に対して迅速に適切な情報提供を行うとともに、事務に漏れがないよう適切な事務処理を行う。</li> </ul>		

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
/							

## ■ 3年間の目標

目標	愛知県と連携し、確実な事務の遂行及び速やかな情報提供に努める。				
項目（単位）	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標
確実な事務の遂行	実施	実施	実施	実施	実施
受給者への制度周知	実施	実施	実施	実施	実施

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6年度	県が実施する研修や説明会への参加、課内での情報共有し、担当以外も対応できるようにする。
R7年度	県が実施する研修や説明会への参加、課内での情報共有し、担当以外も対応できるようにする。

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
5	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
7	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
8	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 現況届
9	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
11	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
1	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月
3	児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当、大口町児童扶養手当 支給月

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・児童扶養手当（国）・愛知県遺児手当（県）・大口町児童扶養手当制度の理解を深め、確実な事務の執行に努めると共に、窓口や電話での対応においても適切な対応に努めた。
- ・ひとり親家庭の自立に向けた支援のために分かり易い内容の広報等を実施し、広く周知に努めた。

## ■ 評価

- ・児童扶養手当（国）・愛知県遺児手当（県）・大口町児童扶養手当の事務について、滞りなく確実に遂行することができた。また、窓口だけでなく、電話対応においても、手当以外にもひとり親家庭の自立した生活を目指す上での関連する事務の案内を行う等適切に対応することができた。

# 令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	こども課	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-2(4)
事業名	児童手当給付事業		

## ■基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭における生活の安定に寄与する</li> <li>○ 次代の社会を担う児童の健やかな育成に資する</li> </ul>		
事務内容	児童手当の概要は下記のとおり。		
	支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方(15歳到達後の最初の年度末まで)</li> </ul>	<b>所得制限</b> (例:妻と子二人を扶養している場合)
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0~3歳未満 一律15,000円</li> <li>○ 3歳~小学校修了まで               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1~2子: 10,000円</li> <li>・ 第3子以降: 15,000円</li> </ul> </li> <li>(18歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち)</li> <li>○ 中学生 一律10,000円</li> <li>○ 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	<b>受給資格者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監護生計要件を満たす父母等</li> <li>○ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>
		<b>支払期月</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年2月、6月及び10月(定期)</li> </ul>
※令和4年10月支給分より、所得上限限度額(例:妻と子二人を扶養している場合は年収ベース1,200万円)以上の場合は、児童手当の支給なし。			
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度に実施された児童手当の現況手当届が原則廃止に伴い、令和5年度事務手続きを改めて確認の上、実施する。</li> <li>・ 一方、国が掲げる異次元の少子化対策の1つとして、児童手当の所得上限限度額の撤廃や支給年齢を18歳まで引き上げると等の議論がされており、動向に注意する必要がある</li> </ul>		
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度改正内容を把握し、児童手当対象者に対して広報やパンフレット等で改正内容等必要な情報に周知を行い、事務が滞りなく適正に行えるように努める</li> </ul>		

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正等に対応し、確実な事務の遂行に努める。</li> <li>・受給者への制度周知を図る。</li> </ul>				
項目(単位)	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標
確実な事務の遂行	実施	実施	実施	実施	実施
受給者への制度周知	実施	実施	実施	実施	実施

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	県が実施する研修や説明会への参加し、グループ内での情報共有し、問合せ等には誰でも対応できるようにする。
R7 年度	県が実施する研修や説明会への参加し、グループ内での情報共有し、問合せ等には誰でも対応できるようにする。

## ■作業工程(当該年度)

月	作業内容
4~5	支給月(随時期)
6	所得等の確認、資格取得・喪失の手続き及び受給者変更手続きの実施 支給月(定期・随時期)
7~9	支給月(随時期)
10	支給月(定期・随時期)
11~1	支給月(随時期)
2	支給月(定期・随時期)
3	支給月(随時期)

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和6年度の改正内容等の必要情報を児童手当受給対象者に対して、広報やホームページ、パンフレットでの周知を行った。
- ・制度改正内容を適切には把握し、職員間の情報共有に努め、事務を滞りなく適正に実施した。

## ■評価

- ・児童手当法改正後、現況届の廃止に伴う事務処理を行うのは2年目となったが、昨年の改善点も踏まえ、事前の周知及び職員間の情報共有により、遅滞なくまた過誤なく適切な事務を遂行することができた。

# 令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	児童館	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-3 (3)
事業名	児童センター運営事業		

## ■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域において児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、また情操を豊かにする。</li> <li>・ 未就園児の親子について、遊びを通してよりよい親子・友達関係づくりの援助や育児の相談を行い、子育て支援をして、児童の健全育成を図る。</li> </ul>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひろば（3歳までの親子）</li> <li>・ なかよし（満3歳になる親子）</li> <li>・ 子育て講座（0歳・1歳・2歳（パパと遊ぼう））</li> <li>・ 演劇上演（未就園児親子向け）</li> <li>・ 乳幼児親子の交流の場の提供</li> <li>・ 子育て支援センターとの連携</li> <li>・ 子育てサークルへの場の提供</li> <li>・ たんぽぽ広場（西児童センター）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すくすくサポート</li> <li>・ 季節の行事・制作・食育・地域交流活動</li> <li>・ 世代間交流事業</li> <li>・ 中・高校生の居場所づくり</li> <li>・ 家庭児童相談（北児童センター）</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満児の保育園の入園率の上昇に伴い、未就園児の親子の利用者が減少している。また、児童センターを利用していない親子にいかにか児童センターに来てもらうか、興味をもってもらうかが課題である。</li> <li>・ 子育て支援の一環として、未就園児を養育する保護者同士が、気軽に集まり情報を共有しあえる場を充実する。</li> </ul>	
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土曜日等の事業の充実を図るなど、幼稚園・保育園児の親子を始め様々な学年の子どもの居場所・遊び場としての児童センターとなるよう認知度を高める。</li> <li>・ 夏休み中も児童センターで乳幼児を対象とした、なかよし・ひろば同様に遊びの場を確保し乳幼児が利用できる日を設定する。</li> <li>・ 利用者ニーズに合わせた子育て講座を実施する。</li> <li>・ 多胎児を養育している保護者や妊婦、その経験者が集まり、互いに情報を共有できる場「ツイズデー」を月1回程度開催する。</li> </ul>	

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果 指標	児童センターの年間利用者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
34,021 人	21,626 人	14,693 人	17,214 人	18,357 人	18,634 人	21,000 人	34,000 人

## ■ 3年間の目標

目標	児童センターで開催する事業の充実					
	項 目（単位）	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標
	事業の充実	実施	実施	実施	実施	実施

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	児童センターで開催する事業の充実
R7 年度	児童センターで開催する事業の充実

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4～3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援事業 ひろば・なかよし実施</li> <li>・ たんぽぽ広場の実施（西児童センター）</li> <li>・ 季節の行事活動、制作活動、食育活動の実施</li> <li>・ 世代間交流事業、地域交流活動など、関連団体との調整・依頼</li> <li>・ 親子ふれあい広場（北・南児童センター）</li> <li>・ 父子講座「パパと遊ぼう」の実施（2歳）</li> <li>・ 子育て支援センターとの連携</li> <li>・ 子育て講座開催（0歳・1歳）</li> <li>・ 乳幼児親子の交流の場の提供</li> <li>・ 子育てサークルへの場の提供</li> <li>・ 7か月相談訪問</li> <li>・ 家庭訪問支援事業の制度設計</li> </ul>

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・小学生向けの企画等、幼稚園、保育園児の親子向けに合わせた内容のものにし、参加の枠を広げるなど取り組んできた。
- ・夏休み期間、北児童センターにて合同の「ひろば」「なかよし」、南児童センターにて全地域対象の「親子DE夏まつり」を開催し、親子の遊び場の提供を行った。
- ・児童センターの遊戯室において、多胎児親子を対象に月1回「ツインズデー」を開催した。
- ・「たんぽぽ広場」の場所について、町内各所より10人程度の参加があり、西児童センターの駐車場が埋まってしまうことがあった。そのため一般来館者の駐車場の確保が難しくなることが増えたため「たんぽぽ広場」を健康文化センターにて行った。
- ・満3歳で幼保に入所する子が増えたことで「なかよし」に来る子が減ったため、「なかよし」の対象年齢を2歳の誕生日を迎えた子も対象とした。
- ・中高生のアンケートから「バスケットゴールの設置」を希望する声があがり、施設内にバスケットコートが設置された。また小学生未満対象の「ちびっこ広場」もでき、多世代の利用者が見込まれる。

## ■評価

- ・降園後に企画への参加目的で来所する親子もみられるが、ほとんどがリピーターである。子どもの習い事や保護者の家事都合などで時間が取れない現状がある。
- ・夏休み期間の「ひろば」「なかよし」の代わりに開催した「親子DE夏まつり」は、多人数の参加があり好評であった。
- ・利用者ニーズに合わせた子育て講座「パパと遊ぼう」を実施することができた。
- ・多胎児を養育している保護者や妊婦、その経験者が集まり、互いに情報を共有できる場「ツインズデー」を月1回程度安定的に開催し、他の利用者を気にすることなく、子どもたちを遊ばせたり、話ができたりする安心できる場所として利用してもらっている。

# 令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	児童館	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-3 (4)
事業名	児童センター施設管理事業		

## ■基礎情報

目的	・計画的に施設メンテナンスを行い、施設の老朽化軽減と児童が安全に児童センターを利用できるようにし、もって児童センター運営が円滑に実施できることを目的とする。
事務内容	・保守点検 ・危険個所の修繕 ・設備工事
現在における経過又は課題	・西児童センター（H11年）、北児童センター（H16年）、南児童センター（H13年）は、建築後概ね20年が経過し、随所に修繕が必要となっている。
令和5年度の目標又は改善策	・施設の長寿命化を図れるよう、計画的に修繕を実施する。

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標	/						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
/							

## ■3年間の目標

目標	計画的な修繕の実施						
項目(単位)	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標		
計画的な修繕の実施	実施	実施	実施	適宜	適宜		
/							

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6年度	計画的な修繕の実施
R7年度	計画的な修繕の実施

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
随時	修繕の実施

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・随時職員間の情報共有を行い、修繕が必要な個所を適切に把握し、計画的に修繕を実施した。

## ■ 評価

- ・北児童センター館庭整備工事によりバスケットゴールや遊具を設置し、こどもの遊び場を整備することが出来た。
- ・北児童センター及び西児童センター—のエアコンの故障等、緊急的・突発的な修繕が発生したが、計画的な修繕も含め適切に対処した。

# 令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	児童館	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-3 (5)
事業名	児童クラブ運営事業		

## ■基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校1年から6年生までの児童に対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。</li> </ul>
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ定員確保業務</li> <li>・児童の見守り業務</li> <li>・入会退会受付業務</li> <li>・利用料徴収業務</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上小口地区や余野地区の宅地開発により、北及び西児童クラブの入会希望が増加しており、また、一時利用や夏休み期間希望者も多くなっていることから、新たなクラブ室の確保が必要となる。また、児童センター内で放課後児童クラブを行っている所では、児童センター機能を圧迫しており、児童クラブの運営方法を検討する必要がある。</li> <li>・住民ニーズが多様化しており、新たなクラブ運営の手法を検討する必要がある。</li> <li>・勤務時間が特殊なため、支援員及び補助員が慢性的に不足している。</li> <li>・学校の長期休業期間は、放課後児童クラブのみで過ごす時間が増えている。生活の仕方やイベントの実施などの工夫が必要である。</li> </ul>
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会希望者増加に対応するため、令和5年度から北児童クラブは一時利用専門の部屋を活用し、通年利用の受入れ部屋として利用し定員を拡大するとともに、北小学校区に令和6年度を目途に公設民営による児童クラブを開設し、住民ニーズの多様化及び量に対応する。また、西小学校区の児童クラブについては、令和6年度を目途に西小学校敷地内に新たに施設を整備し、センター内で実施している児童クラブと学校敷地内のクラブハウスで実施している2クラブを1本化する。それにより、西児童センターの児童センター機能を強化する。</li> <li>・令和4年2月から児童クラブ支援員の単価を上げて確保に努めているものの、勤務日数が短い方の応募や他市町との競合等大変難しい状況にある。今後、定員の拡大も控えているため、常に早期求人募集を行う様に努める。また、夏休み期間中は大学生や学校支援員に早期に募集案内を行うこと、前述に述べた通り早期求人募集を行うことにより、児童クラブ補助員等の確保に努める。</li> <li>・夏休み期間中に実施しているスポーツ指導員による体操教室を実施や小学校の体育館を有効活用により、放課後児童クラブでの生活を規則正しく、有意義に送れるようにする。</li> </ul>

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果 指標	放課後児童健全育成事業利用児童定員数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
270人	270人	270人	270人	270	295人	315人	350人

## ■ 3年間の目標

目標	入会希望者の増大に対し、施設整備及び支援員の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える。					
項目（単位）	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標	
施設整備による受入れ枠	維持	維持	定員拡大	施設整備 定員拡大	定員拡大	
支援員確保	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	西児童クラブの施設整備 公設民営クラブの開設及び定員拡大
R7 年度	西児童クラブの定員拡大

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4月～	北児童クラブの定員拡大、公設民営クラブに向けた準備 西児童クラブの設計入札
7月～	夏休み期間中放課後児童クラブ開設
10月	西児童クラブの補助金事前ヒアリング
1月	翌年度放課後児童クラブ入会申込開始
2月	西児童クラブの補助金事前協議
3月	翌年度放課後児童クラブ入会決定通知送付

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・北学区における住民ニーズの多様化及び量に対応するため、公設民営の運営ができるように関係機関と協議を実施した。また、西学区の児童クラブについては、令和6年度を目途に西小学校敷地内に新たに施設を整備するための設計業務を着手した。
- ・放課後児童クラブの支援員の確保は、常に早期求人募集を行う様に努めた。
- ・夏休みのスポーツ指導員による体操教室の実施や小学校の体育館を有効活用し、児童らの健全育成に努めた。

## ■評価

- ・西学区の今後の利用希望者の増加に向けて、児童クラブの設計を進めることができた。
- ・クラブの支援員の確保について、早期に募集を行うことができた。今後も引き続き大学等の関係機関と連携して長期の休みの体制を進める必要がある。
- ・民間事業者とクラブ運営の民営化等について引き続き協議を行った。

# 令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	保育所	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-4 (3)
事業名	保育園運営事業		

## ■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が就労などにより、昼間家庭で子どもの面倒をみることができない場合に保護者に代わって保育を行い、子どもの健全育成を図る。</li> <li>・「豊かな心と丈夫なからだでよく遊ぶ子ども」という子ども像を目指し、保育所保育指針に基づき、養護と教育が一体となり、一人ひとりの個性を育みながら、豊かな人間性を育て、生きる力の基礎を培っていく。また、家庭との連携を密にしながら子どもの心身の状態を把握し、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担う。</li> </ul>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常・乳児保育</li> <li>・延長保育</li> <li>・統合(土曜日)・休日保育</li> <li>・支給認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育支援</li> <li>・相談業務</li> <li>・世代間交流</li> <li>・地域交流</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の子育ての考え方の多様化や社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、アレルギー対策、感染症対策など安全対策が必要になっている。</li> <li>・3歳未満児の入所希望や早朝保育・延長保育が増える中、保育士の確保が困難な状況にある。</li> <li>・現在、各園では食育の一環として地域住民と協働で野菜作りを行っているが、今後も保育園児と住民の交流の方法を充実させる必要がある。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症により、令和3年度以降、入園式・卒園式・運動会・生活発表会・遠足などの形態を変化させ、感染症予防に重点をおきながら実施する必要がある。</li> <li>・これまで、町立保育園の特色である木育・食育・体力作りを保育の3本柱として、生活や遊びに取り入れながら、育てて欲しい10の姿が培われる様に、子どもが主体となる保育を展開する必要がある。</li> <li>・令和3年度からSDGsの取組みを町立保育園で取り入れており、各園がそれぞれの目標を定め、できることから取り組む必要がある。</li> <li>・園児の登降園の時間管理は、紙媒体に保護者が時間を手書きしたものにより実施しており、そこから標準時間・短時間の管理、延長保育料の計算及び徴収等を行うため、職員にとっては莫大な事務量が発生しているとともに、保護者にとっても手間がかかっているため、双方に過度な負担が強いられている。</li> </ul>	

令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の安全確保のため、アレルギー対策、感染症対策について、管理栄養士や看護師を中心とした会議を定期的実施し、全職員と情報を共有することで保育の安全確保に努める。</li> <li>・積極的に保育士養成校に大口町への就職を働きかける。併せて、人材紹介を利用して必要な保育士の確保に努める。</li> <li>・南・西保育園は、協働委託による野菜作りを通じた地域住民と園児との交流を継続する。北保育園についても、令和5年度より協働委託を実施することで、地域住民との交流をより充実させていく。</li> <li>・保育園の各種行事については、感染症予防に注意を払いながらも、ウィズコロナを意識し、保護者のニーズに最大限応えるように努める。</li> <li>・食育・木育・体力づくりを保育の3本柱を常に意識し、子どもの興味関心や探求心を大切にしながら、子どもたちの心と体を育む保育を行う。</li> <li>・令和3年度から持続可能な世界を目指した、SDGsの取組みを各園がそれぞれの目標を定め取り組んでいる。今後も園児・保育士だけではなく、保護者や地域の住民の方々にも理解をしていただき、推進を図っていく。</li> <li>・登降園管理システムを導入することで、保護者の利便性の向上と職員の事務負担の軽減を図っていく。</li> </ul>
---------------	---

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標	0～2歳児保育の待機者数						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

成果指標	保育サービス等の満足度						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
61.4%	67.2%	65.0%	-	-	-	-	70.0%

## ■3年間の目標

目標	入会希望者の増大に対し、施設整備及び支援員の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える。				
項目(単位)	R3実績	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標
施設整備による受入れ枠	維持	維持	維持	維持	維持
人材確保	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6年度	指導計画作成の効率化を検討
R7年度	指導計画作成の効率化を検討

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4月	新入園児の登園
～	登降園管理システム導入準備
10月	次年度の入園申請書の配布・入園申込 登降園管理システム運用開始
2月	一次募集の入園決定 健康診断・物品購入

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・年3回アレルギー検討会を開き、管理栄養士、看護師を中心として、アレルギー対策、感染症対策についてなど見直しや対応を行い、また、毎月の看護師会では、各保育園の疾病や怪我の状況を共有、課題解決への話し合いなど、安全対策を行った。
- ・保育士養成校を訪問し、採用試験等の周知や就職説明会にて大口町への就職を呼び掛けた。また、必要に応じて人材紹介を利用した。
- ・西保育園については、令和6年度より協働委託先が変更となるので、あらためて地域の方の話を聞きながら、調整を行った。
- ・年間指導計画の元、食育では栽培活動、木育では親子マイ箸づくり、体力では運動遊びなど、日常保育の中で、様々な経験が積めるよう保育を展開した。
- ・SDGsの取り組みは3年目となり「行事から日常」として、保護者や地域の方に発信をしたり、一緒に様々な活動を行った。
- ・登降園管理（ICT）システムを予定通り導入し、保護者、職員の事務負担を軽減した。

## ■ 評価

- ・看護師や管理栄養士の専門的視点から様々な気づきや対応を行い、保育の安全につなげることができた。
- ・養成校の学生を新規採用することができた。また、人材紹介を通じて延長保育専任保育士を雇用し、不足する時間帯の補充を行うことができた。
- ・今年度から始まった北保育園の協働委託での食育サポートも順調に運営できている。
- ・登降園管理（ICT）システム導入は、運用も順調で保護者の利便性向上や職員の事務負担軽減を行うことができた。
- ・3年目となったSDGsの取り組みは、各園がそれぞれ掲げた目標に向けて取り組むことができた。
- ・毎日の保育を通して、子どもたち一人一人、それぞれの発達の保障につなげることができた。

# 令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	保育所	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-4 (4)
事業名	保育園施設管理事業		

## ■ 基礎情報

目的	・施設を適切に維持管理することにより、施設の長寿命化を図り、園児が安全に保育園生活を送られるようにし、持って保育園運営が円滑に実施できることを目的とする。
事務内容	・保守点検 ・危険箇所の修繕 ・設備工事
現在における経過又は課題	・南保育園（S57年）、西保育園の旧園舎部分（S58年）は、建築後、既に40年以上が経過し、随所に経年劣化による修繕が必要となっている。
令和5年度の目標又は改善策	・施設の長寿命化を図れるよう、計画的に修繕を実施する。

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
/							

## ■ 3年間の目標

目標	入会希望者の増大に対し、施設整備及び支援員の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える。				
項目(単位)	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標
計画的な修繕の実施	実施	実施	実施	適宜	適宜
/					

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6年度	計画的な修繕の実施
R7年度	計画的な修繕の実施

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
随時	修繕の実施

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・随時職員間の情報共有を行い、修繕が必要な個所を適切に把握し、計画的に修繕を実施した。

## ■ 評価

- ・北保育園のエアコンの故障等、緊急的・突発的な修繕が発生したが、計画的な修繕も含め適切に対処した。

# 令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	こども課	予算科目 款-項-目(事業)	3-2-4 (6)
事業名	親子通園事業		

## ■基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳等の有無にかかわらず、必要性が認められた発達に心配のある就学前の児童が保護者と一緒に通園する中で、一人ひとりの特性に合わせた支援を行い、生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を身に付ける、発達を促すことを目的とする。</li> <li>加えて、保護者に対しては子育てにおける負担感、不安感の軽減を図ることを目的とする。</li> </ul>	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談及びその指導に関すること。</li> <li>・児童の日常生活の基本動作に関すること</li> <li>・児童の集団生活への適応訓練に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への適切な助言及び指導に関すること</li> <li>・療育知識の普及及び啓発に関すること</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子クラスと単独クラスの子どもの状態に合わせた個別の運営を行い療育の向上を行っている。</li> <li>・年間を通じて学習会を開催し、保護者に早期の療育の重要性について理解をしていただくようにしている。</li> <li>・療育の必要な児童のいる保護者の抱える悩みや不安に対して、職員が気軽に相談に応じることにより、子育て支援を行っている。</li> <li>・言語・作業等の専門療法士の療法の実施と指導により、一人一人の成長段階に応じた療育内容を考え支援している。</li> <li>・小学校・保育園・幼稚園・医療機関・地域包括支援センターとの連携を行っているが、まだ十分な状況とは言えない状況にある。</li> <li>・年度当初は就園児の事後フォローを行っているが、日常業務の多忙から継続的に行うことはできていない。</li> </ul>	
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子クラス、単独クラス及び保育園での交流保育など児童の心身の状況に応じ、柔軟に対応を行う。</li> <li>・母親だけではなく、他の家族にも療育の重要性や家族みんなで子育てを行う重要性を理解してもらう。</li> <li>・発達障がい等の特性や療育の重要性などを母親以外の家族にも理解してもらうために家族で参加しやすい時間帯や曜日の検討を行う。</li> <li>・言語・作業療法士等の専門職と親子通園の職員と共同して、一人一人の成長段階に応じた療育支援の検討を行う。</li> <li>・小学校・医療機関との連携が必要なケースについては、地域包括支援センターと共に連携をもってもらえるように働きかけを行う。</li> <li>・事後フォローについては、長期的な計画を立て、早目の日程調整を行い実施していく。</li> </ul>	

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第1章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第1節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	入会希望者の増加に対し、施設整備及び保育士の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える。					
項目(単位)	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標	
家族と一体となった療育の実施	実施	実施	実施	実施	実施	
専門療法士による療法の実施	実施	実施	実施	実施	実施	

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	切れ目のない療育支援の実施
R7 年度	切れ目のない療育支援の実施

## ■作業工程(当該年度)

月	作業内容
通年	就園後の療育状況把握(保育園や幼稚園への状況聞き取り及び見学)
11月	感覚統合を目的とした第1回体操教室を実施
12月	就園後の親を対象に療育の重要性についての学習会実施(こあらっこの時間に実施予定)
1月	感覚統合を目的とした第2回体操教室を実施
2月	就園後園児の音楽療法実施

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・子どもたち一人一人の発達状況に合わせ、親子クラスや単独クラスでの療育、給食体験、また保育園での交流保育を進めた。
- ・親子通園を終えた保護者との交流会や親子相談を行ったり、家族が参加しやすいお盆前後に家族参観日を設けたり、運動会には父親の参加も呼び掛けるなどした。
- ・言語療育、作業療育、音楽療法の療育では、子どもの様子を共有するため打ち合わせをし、療育後はケース検討を行うなどともに子ども理解に努めた。
- ・年間4回、地域包括支援センター職員、障害グループ担当職員、北保育園園長、親子通園職員で連携会議を行った。
- ・親子通園職員が事後フォローとして保育園や幼稚園を訪問し、子どもの様子を見たり、現場の保育士からの質問や相談に助言を行ったりした。

## ■評価

- ・保護者とコミュニケーションをとりながら、子どもの共通理解を深め、保育園や幼稚園に送り出すことができた。
- ・母親だけではなく、他の家族にも療育の重要性や家族みんなで子育てを行う重要性を理解してもらうことができたと思う。
- ・一人一人の成長段階に応じた療育支援を行うことができた。
- ・子どもや保護者の状況を共通理解し、必要に応じて対応や連携ができた。
- ・子どもたちの成長発達を知ることができ、継続的な支援の必要性や効果を改めて実感することができた。
- ・並行通園児の利用が増えている為、在籍園とのより細やかな情報共有や支援の必要がある。

# 令和5年度 事業別行政経営計画書

所属名	こども課	予算科目 款-項-目 (事業)	4-1-3 (3)
事業名	母子保健事業		

## ■基礎情報

目的	妊娠・出産・育児を通して母性や父性が育まれ、乳幼児が愛され、かつ心身ともに健やかに育つことを切れ目なく支援する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般不妊治療費助成事業</li> <li>・ 母子健康手帳交付</li> <li>・ 母親教室</li> <li>・ フレッシュママの会</li> <li>・ 子育て相談室、発達相談、助産師相談</li> <li>・ 妊婦・産婦・乳児健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査（委託医療機関）</li> <li>・ 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査</li> <li>・ 2歳児歯科健康診査</li> <li>・ 離乳食教室（初期・中期・後期）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児健康診査事後教室</li> <li>・ 家庭訪問（乳児家庭全戸訪問事業、ハイリスク妊婦、乳幼児健康診査未受診者等）</li> <li>・ 子育て世代包括支援センター（妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援、産後ケア事業、産前産後サポート事業、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業）</li> <li>・ 出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援、出産子育て応援ギフト）</li> </ul>

<p>現在における経過又は課題</p>	<p>○令和4年4月から不妊治療が保険適用となり治療を受ける人の金銭的な負担が軽減された。人工授精に関しては年齢制限や回数制限はなく人工授精で使用される薬剤や検査も決められた範囲内で保険適用となったが、体外受精の保険適用は年齢制限、回数制限がある。町では妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため人工授精に要する費用の一部助成を行ってきたが、不妊治療の保険適用化により助成事業を見直す必要がある。</p> <p>○妊娠届出時や転入時にすべての妊婦に対し、保健師が面談を行い妊娠期の過ごし方や出産育児サービス等の情報を提供するとともに、育児困難に陥る危険の高い家庭を把握し、妊娠中から相談支援を行い妊婦の不安軽減や出産後の孤立育児の防止を図った。令和3年度のショートステイ型産後ケア事業は5か所の産科医療機関に委託し、利用状況は2か所の産科医療機関において双子育児で不安の強い産婦と精神不安のある産婦の2件であった。令和3年度妊娠届出時スクリーニングでは未婚者16人(7.3%)、多胎妊娠5人(2.3%)、24歳以下の若年妊婦23人(10.5%)、精神疾患既往妊婦8人(3.7%)で若年や精神疾患既往妊婦は令和2年度より増加した。また一宮児童相談センターにおける令和2年度相談受付の状況で大口町は虐待その他の養護相談が多い地域であったことより、支援の必要な家庭に対し一層の子育て支援事業の充実や相談支援実施機関及び実施者の確保、医療機関や児童福祉等関係機関との連携が必要である。</p> <p>令和4年6月改正、令和6年4月1日施行の児童福祉法において、支援が必要な家庭の見落としを防ぐため母子保健と児童福祉が一体的な組織として情報共有、相談支援を行えるよう市町村は子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)を統合した「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。</p> <p>○国において、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援(「出産・子育て応援ギフト」妊娠届出時と出生届出時で計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する交付金が創設された。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう伴走型相談支援事業の実施と出産・子育て応援ギフトの支給が必要である。</p>
<p>令和5年度の目標又は改善策</p>	<p>○不妊治療の状況や助成事業のニーズを把握するとともに経済的負担の軽減を図るため、人工授精に関しては保険適用外の治療費助成を継続する。体外受精に関しては人工授精と比較して高額であり保険適用は年齢や回数に制限があるため、近隣市町の実施状況を把握し助成を検討する。</p> <p>○育児支援の必要な家庭が状況に合わせて利用できるようショートステイ型産後ケア事業の委託先を拡大する。またデイサービス型産後ケア事業の実施を検討する。母子保健と児童福祉の連携が強化できるよう体制を整備し、一時預かり事業の対象年齢の拡大や家事支援事業の実施等子育て支援事業を検討する。</p> <p>○全ての妊婦・子育て家庭が気軽に相談できるよう相談機関を整備する。また、伴走型相談支援を実施する職員を確保するとともに、相談実施機関につながるよう面談の実施方法や出産・子育て応援ギフトの支給方法を検討する。</p>

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

<p>総合計画の体系</p>	<p>基本目標</p>	<p>第2章</p>	<p>健康で安心な暮らし</p>				
	<p>基本政策</p>	<p>第1節</p>	<p>健康</p>				
<p>成果指標</p>	<p>安心して子どもを産み育てられる町としての魅力の満足度</p>						
<p>H26実績値</p>	<p>R1実績値</p>	<p>R2実績値</p>	<p>R3実績値</p>	<p>R4実績値</p>	<p>R5実績値</p>	<p>R6目標値</p>	<p>R7目標値</p>
<p>65.9%</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>／</p>	<p>75%</p>

成果指標	妊娠・出産について満足している者の割合（4か月児健診時点） この地域で子育てをしたいと思う親の割合（4か月・1歳6か月・3歳児健診時点の回答者の割合の平均値）						
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値
—	82.2%	84.3%	87.2%	84.5%	82.9%	86.0%	86.5%
—	96.9%	97.3%	97.5%	98.1%	97.2%	98.5%	98.5%

### ■ 3年間の目標

目標						
	項目（単位）	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

### ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	健康おおぐち 21 第二次計画、大口町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画
R7 年度	健康おおぐち 21 第三次計画、大口町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画

### ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4-3	<p>① 助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般不妊治療費助成事業（随時）</li> <li>・妊婦産婦乳児健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査（医療機関委託）</li> <li>・産後ケア事業（随時）</li> <li>・出産・子育て応援交付金の支給</li> </ul> <p>② 相談・健康教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付（随時） ・母子健康手帳交付説明会（24回／年）</li> <li>・助産師相談（12回／年） ・子育て相談室（12回／年） ・発達相談（10回／年）</li> <li>・フレッシュママの会（6回／年） ・産前産後サポート（6回／年）</li> <li>・離乳食教室（12回／年）</li> <li>・たんぽぽ教室（幼児健康診査事後教室）（24回／年）</li> <li>・経過観察児相談（面接・電話）（随時）</li> <li>・伴走型相談支援</li> </ul> <p>③ 健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査（各健診12回／年）</li> <li>・2歳児歯科健康診査（12回／年）</li> </ul> <p>④ 家庭訪問（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> </ul>

・ハイリスク妊産婦、乳幼児健診要支援者、乳幼児健診未受診者等

## ■目標又は改善策に対する取組内容

○人工授精にかかる保険外治療費の助成事業を継続して実施した。また県内市町村の実施状況を把握した。

○7か所の産科医療機関と助産院1か所に委託し宿泊型産後ケア事業を実施した。産後ケア事業の委託先の拡大について近隣市町（江南市、犬山市、岩倉市、扶桑町）と情報共有した。産後ケア事業の種類についてデイサービス型及び訪問型の次年度実施を検討し実施要綱の改正を行った。

育児支援の必要な家庭に対する支援内容やこども家庭センターの設置について児童福祉担当と話し合いをした。

○妊娠届出時及び出生届出時に出産・子育て応援ギフトを周知し、申請者に対し現金支給を行った。出産・子育て応援ギフトの申請はマイナポータルによる電子申請を受付けた。

非常勤の助産師1名を採用し常勤保健師3名と合わせて伴走型相談支援の人員体制を整えた。

## ■評価

○一般不妊治療費助成事業について令和5年度の申請はなかった。また、愛知県内における一般不妊治療費助成事業等の調査結果で、一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療、不育症検査のいずれも助成事業を実施していないのは令和5年度は11市町村（令和6年度は12市町村）であった。今後保険外で行う人工授精の助成申請はないと考えられること、助成事業を実施しない市町村もあることから、妊娠や不妊治療に対する相談事業に重点を置き助成事業の廃止を検討する必要がある。

○令和5年度の産後ケア事業の利用者は3件で、育児支援者のいない退院直後の産婦に対し休養の機会の提供と育児支援を行い育児不安の解消ができた。すべての子育て家庭において出産直後の育児不安の軽減が図れるよう産前産後の支援の充実、事業の周知、利用申請の方法の検討が必要である。

支援が必要な家庭に対し適切な時期に子育て支援事業につなげられるよう児童福祉部門との連携が必要である。

○妊娠届出時、妊娠8か月前後、出産後に助産師や保健師による継続的な相談支援を行い妊産婦の孤立を予防し子育て家庭を見守る体制ができた。面談による相談支援実施後には申請のあった妊婦174人及び乳児150人の保護者に対し経済的支援ができた。